

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (グループ補助金)

東日本大震災により被災された中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備等に要する費用の一部を補助します。

ただし、復旧に必要な土地造成が完成しないなど、事業者の責めに帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限ります。

■申請ができる中小企業等グループの要件

事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた市区町村に所在していた中小企業者等から構成されるグループで、下記のいずれかの機能を有するもの。

- ①サプライチェーン型
- ②経済・雇用効果大型
- ③地域に重要な企業集積型
- ④水産（食品）加工業型
- ⑤商店街型（※所在市町の同意が必要）

注意）いずれかの種類のグループで県の認定を受けた場合、補助金交付申請が行えます。

■補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災により継続使用が困難になったもので、補助金交付決定後に復旧等に着手するものに係る経費。

○新分野事業

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、従前の施設等への復旧に代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新分野事業）の実施に係る費用についても補助対象とします。（これに付随する市場調査等のソフト面の経費も対象）

なお、新分野事業の補助上限額は、従前の施設等の原状復旧に要する経費に補助率を乗じた金額となります。

※被災施設等が未復旧の場合に限り、活用可能です。

「施設」…被災前に所有していた施設（建物）で、復興事業計画の実施に不可欠と認められるものの復旧・整備費

「設備」…被災前に所有していた設備（機械等）で、復興事業に係る事業の用に供するもののうち資産として計上するものの復旧・整備費

「宿舍整備のための事業」…宿舍及び備付けの設備に係る費用

「新商品・新サービス開発のための事業」…原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費

「市場開拓調査事業」…委託費（マーケティング調査費等）

・県外に設置されるもの、賃貸を目的とするもの、土地、什器などは原則対象外

■補助率

3/4以内

お問い合わせ・相談窓口

【商店街型以外】宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2765 ・メール kifukuk@pref.miyagi.lg.jp

【商店街型】宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

企業復興支援室ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kifuku/>

中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業 (被災中小企業施設・設備整備支援事業)

東日本大震災、令和元年台風第19号等、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震で適用された中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興を目指す中小企業者の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援します。

■貸付対象者

- 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する中小企業者
 - 2 商工会・商工会連合会・商工会議所の施設復旧支援事業の交付決定を受けた中小企業団体
 - 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗、工場等に入居する中小企業者
 - 4 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（民設商業施設整備型）の交付決定を受けたまちづくり会社、協同組合及び商工会・商工会議所
 - 5 中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業※令和3年福島県沖地震及び令和4年福島県沖地震グループ補助金）に係る補助金の交付決定を受けた事業者
- ※令和元年台風19号等に係る貸付事業の対象者は1に限ります。

■貸付対象物件

- ・原則、資産計上される建物、構築物又は設備であって、審査にて認める物件。
- ・ただし、上記3に掲げる対象者の場合は、耐用年数が概ね10年以上のものであり、仮設工場等からの退去後も移転後の施設に移設すること等により、長期にわたり使用が見込まれる設備のみが対象。
- ・県外に設置されるもの、賃貸を目的とするもの、土地、什器、運転資金などは対象外。

■貸付金の概要

- 1 貸付限度額
 - (1) 東日本大震災、令和3年福島県沖地震及び令和4年福島県沖地震に係る貸付なし（審査で認められた額）。ただし、貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要。
 - (2) 令和元年台風第19号等に係る貸付補助金の補助対象経費に4分の1を乗じて得た額と5億円のいずれか少ない額に、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税の額を加えた額を上限とし、自己資金を除いた額。
- 2 償還期間 20年以内（うち据置期間5年以内）であって、審査にて認める期間
- 3 金利 無利子

- 4 担保要件 物的担保：貸付対象物件等
人的担保：原則として、法人の代表者

■審査

公益財団法人みやぎ産業振興機構、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構の三者が協力して実施します。

審査の結果、ご要望に沿えない場合がございます。

お問い合わせ・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課（貸付申込先）

- ・電話 022-225-6636
 - ・メール gyomu@joho-miyagi.or.jp
 - ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号宮城県商工振興センター3階
- 宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班（宮城県庁14階）**
- ・電話 022-211-2765
 - ・メール kifukuk@pref.miyagi.lg.jp

小規模企業者に対する設備導入支援

公益財団法人みやぎ産業振興機構において、県内小規模企業者等の設備導入を支援するため、設備貸与事業を実施しています。

資金名	貸与対象者	貸与限度額	利率	貸与期間
設備貸与	常用従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下（特認を受けることができる場合には50人以下。）の創業者又は経営革新に取り組む者で、県税完納等の要件を満たす者。	100万円以上 1億円以下	(保証金) 金額等に応じて (損料) 1.1～1.9%程度	3年～10年以内 (うち据置期間1年以内)

※詳細は公益財団法人みやぎ産業振興機構へお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 金融支援課

・電話 022-225-6636 ・メール gyomu@joho-miyagi.or.jp